

会 議 錄

◇詳細—都市計画課（交通政策グループ） 電話03-4566-2635

付属機関又は会議体の名称	池袋副都心都市交通戦略委員会（第7回）	
事務局（担当課）	都市整備部 都市計画課	
開催日時	平成29年3月29日（木） 14時00分～16時00分	
開催場所	豊島区役所本庁舎5階 会議室507・508	
議題	(1) H28年度歩行者優先化実証実験結果の報告 (2) 歩行者ネットワーク及び南北区道の運用方法の検討 (3) 駐車場整備計画の検討 (4) 今後のスケジュール	
公開の可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条（5）
出席者	委員	横浜国立大学理事（国際・広報担当）・副学長中村文彦（委員長）、日本大学理工学部土木工学科准教授大沢昌玄（副委員長）、イーグルバス株式会社顧問坂本邦宏（副委員長）、国土交通省都市局街路交通施設課企画専門官（欠席）、東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長、東京都都市整備局都市づくり政策部開発計画推進担当課長（代理）、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長（代理）、東京都都市整備局都市基盤部交通企画調査担当課長（欠席）、東京都都市整備局都市基盤部物流調査担当課長、東京都都市整備局都市基盤部交通プロジェクト担当課長（欠席）、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長（代理）、東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長（代理）、東京都建設局道路管理部路政課長、東京都建設局道路管理部保全課長（代理）、東京都建設局道路管理部安全施設課長（代理）、東京都第四建設事務所管理課長、警視庁交通部管理官都市交通管理室長、警視庁池袋警察署交通課課長（欠席）、警視庁目白警察署交通課課長、警視庁巣鴨警察署交通課課長、一般社団法人東京バス協会常務理事（欠席）、財団法人東京タクシーセンター調査管理部施設管理課、東京商工会議所豊島支部会長（欠席）、豊島区商店街連合会会长、豊島区町会連合会会长（代理）豊島区観光协会会长、豊島区副区長、豊島区都市整備部長、豊島区政策経営部長、豊島区都市整備部土木担当部長
		（以上）

	事務局	豊島区都市整備部交通・基盤担当課長、豊島区政策経営部企画課長、豊島区政策経営部財政課長、豊島区都市整備部都市計画課長、豊島区都市整備部再開発担当課長、豊島区都市整備部建築課長、豊島区都市整備部建築審査担当課長、豊島区都市整備部道路管理課長、豊島区都市整備部道路整備課長、豊島区都市整備部交通対策課長 (以上)
	その他	株式会社トーニチコンサルタント

審議経過

議事

○委員長挨拶

池袋副都心交通戦略は時間をかけ、定期的に情報共有・意見交換を行い、確実に前進している。

- ・駅を中心としたまちづくりを検討するうえで歩行者を大事にする、という考え方は近年重要視されている。池袋副都心交通戦略は「歩行者を大事にした駅中心のまちづくり」の先進事例となり得る。
- ・ただし、交通戦略の実現には諸所の調整が必要である。本委員会では、歩行者優先化実証実験の報告・歩行者ネットワークの検討・駐車場整備計画について報告するが、交通戦略の実現に向け、今回も皆様の忌憚のないご意見を頂きたい。

○傍聴者の確認

(傍聴者あり、1名)

○人事異動に伴う新任委員の紹介

○資料の取り扱いについて

- ・委員会資料一式は公開、参考資料は非公開とする

○事務局より「資料1：H28年度歩行者優先化実証実験結果の報告」の説明

討議内容は以下のとおり。

(委員)

- ・実験区間周辺道路の歩行者交通量は、各道路間で通行する割合が変化したのか、あるいは全体の交通量が増加したのか。

(事務局)

- ・実験1週目は通常時より全体的に交通量が増加したが、2週目は全体として大きな増減はなかった。

(委員)

- ・実験1週目・2週目の歩行者交通量の傾向を踏まえると、実験区間周辺道路の歩行者需要が高まったのではなく、実験区間の需要が増えたという理解でよいか。

(事務局)

- ・実験時1週目と2週目で傾向が異なるため、1週目は断言できないが、2週目はその通りと考えられる。

(委員長)

- ・実験結果の報告を受け、今後は実験区間の歩行者優先化に向けて地元と連携しつつ、時間帯による交通規制等について警視庁・所轄警察署・道路管理者等と詳細な検討を進めることでよいか。

(委員)

- ・荷きばきドライバーの意見等を踏まえ、交通規制については精査をしつつ、所轄警察署と議論していただきたい。

○事務局より「資料2：歩行者ネットワーク及び南北区道の運用方法の検討」の説明

討議内容は以下のとおり。

(委員)

- ・ラウンドワン駐車場の車の出入りがあり、サンシャイン通りで開催するイベントに支障が出ている。地元からラウンドワンに対し、イベント時の駐車場営業を控えるよう対応している。
- ・南北区道の歩行者優先化実験では、サンシャイン通りの一方通行を解除し、人通りが多いラウンドワン前の道路へ車を誘導するので危険度が増す。この問題については、ラウンドワンの駐車場経営者と交渉する必要がある。
- ・他の道路へ誘導できれば歩行者への危険性は抑えられるが、様々な要因から難しい。
- ・車の誘導ルートについて、商店会等にも積極的に説明し、了解を得たほうが良いだろう。
- ・周辺に車両通行規制がかかっているため、区からラウンドワンへ休日の駐車場営業を控えるようお願いできれば一番理想である。

(事務局)

- ・サンシャイン通りの人と自動車の動線をどう設定するかは、地元商店会・町会・沿道の店舗等の理解が不可欠である。今後は、南北区道の歩行者優先化範囲案を地元の方々に提示し、かつ交通管理者とも協議し、歩行者優先化の実現に向け取り組んでいく。
- ・商店会・町会・沿道の大型店舗等へは今後個別に対応する。

(副委員長)

- ・今の歩行者ネットワークは公共空間を中心に検討しているが、民間用地のネットワークも活用できると良いだろう。
- ・例えば、サンシャインシティ～東急ハンズを結ぶ地下通路があるが、これを今後整備が進められる造幣局跡地周辺地区の地下通路と連携させることができれば、建物と歩行者空間が一体となった歩行者ネットワークが形成される。これを踏まえ、今後の検討では、民間建築物や半公共的に使用している空間をネットワークに反映することも方策として挙げられる。

(事務局)

- ・歩行者ネットワークの考え方は地上の公共用地・道路を基軸にしている。ただし、西口再開発区域内は、公共用地に限らず、敷地内の公開空地も含めて歩行者ネットワークとしている。
- ・サンシャインシティから豊島区新庁舎周辺にかけても、既に地下通路が整備されているので、今後は地下通路を含めた歩行者ネットワークの検討も進める。

(委員長)

- ・歩行者ネットワークは、公開空地・24時間通行可能な通路・1日のうち特定時間のみ通

行可能な通路等を考慮すると複数の種類が考えられる。全体で池袋の歩行者空間が改善されることを示した上で、どの施設の通路を歩行者ネットワークに反映するか、通路の通行可能な時間帯等を考慮した場合はどのようなネットワークとなるかを、図面が複数枚に分かれてもよいのでわかるようにしていただきたい。

(副委員長)

- ・自転車ネットワークの設定について、自転車動線と重複する幹線道路では「歩行者・自転車の交通量が少なければ、歩道内を歩行者の安全を確保しつつ走行する方針とする」としているが、歩行者・自転車の交通量が少ない場合でも、原則として自転車は走行ではなく押し歩きによる通行ではないか。
- ・歩道幅員に余裕がある場合は、自転車通行帯の視覚的分離といった整備方法も実施するのか。
- ・幹線道路系の考え方の対象路線は、旧三越裏通り・東栄会本町通りを指すのか。

(事務局)

- ・歩道内の自転車走行は前提としていない。ただし、歩行者交通量が少なく、かつ自転車通行空間を確保できない場合は暫定処置として歩道を通行させる。将来的に周辺の建て替え等あわせ、道路拡幅等により歩道幅員の確保を行い、自転車通行空間を確保する考え方である。
- ・自転車通行帯のイメージは、劇場通り・補助 172 号線が挙げられる。
- ・東栄会本町通り・旧三越裏通りの歩道をどのようにするかは今後の検討次第だが、旧三越裏通りは自動車交通量を考慮すると、車線削減による歩道拡幅の余地がある。なお、歩道をどのように拡幅するか、自転車通行空間をどのように確保するかは今後の検討課題である。

(副委員長)

- ・旧三越裏通りは今後検討することだが、検討の際は、自転車を優先させるのではなく歩行者優先を目標としていることを念頭に置いていただきたい。

(委員)

- ・劇場通りは自転車歩行者道であるため、自転車通行帯を設けている。
- ・自転車通行空間を検討する際は、歩道か自転車歩行者道かを道路毎に区別して考えていただきたい。

(事務局)

- ・承知した。

(委員長)

- ・今回の報告をもとに、次年度は南北区道の歩行者優先化に向けて具体的な検討に入る。また、南北区道の歩行者優先化による影響調査を含め、歩行者優先化実証実験の実施に向けて検討を進めることでよいか。

(一同)

- ・異議なし

○事務局より「資料3：駐車場整備計画の検討」の説明

討議内容は以下のとおり。

(委員)

- ・路上駐車実態調査の自動二輪車に原付は含まれているか。

(事務局)

- ・今回の調査では含めていない。

(委員)

- ・自動二輪車の路上駐車台数に原付を含めると、数が多くなるのではないかと推測される。
- ・豊島区の自転車総合計画に原付まで含めているかわからないが、駐車施設を整備する場合は、原付と自転車は利用方法や用途が異なるため、原付も含めて検討していただきたい。
- ・また、附置義務を緩和するかわりに、自動二輪車の駐車スペースも確保していただきたい。自動二輪車の多くは歩道上に路上駐車しているため、駐車スペースの確保ができれば歩行環境の改善に資すると考えられる。
- ・貸し切りバスの待機場所についても検討が必要ではないか。

(委員長)

- ・自動二輪車と原付の車両性能や使い方の違いを踏まえ、検討を進めていただきたい。

(事務局)

- ・豊島区の自転車総合計画には原付も含めており、自転車と同様に駐輪場の確保や放置車両の撤去を実施している。なお、自動二輪車は車両扱いであり、総合計画には含めていない。
- ・自動二輪車の路上駐車は近年問題となっており、駐車場整備計画で施策を示している。原付は総合計画内で施策を定めているため、駐車場整備計画で施策を示していないが、今後は自転車総合計画と整合を図りつつ、駐車場整備計画での施策の検討を進める。

(委員長)

- ・自転車総合計画では、自転車と原付の駐車場所を分離して整備することになっているか。

(事務局)

- ・自転車と原付の駐車場所を分離して整備することとしている。

(委員長)

- ・繰り返しになるが、原付と自動二輪車の利用状況やまちへの影響を踏まえ、駐車場整備計画と自転車総合計画との整合を図っていただきたい。
- ・貸し切りバスの乗降場所と待機場所は、どう解釈するか各地で問題になっている。貸し切りバスの待機場所について、事務局の考え方をお聞きしたい。

(事務局)

- ・バスの乗降場所は、駐車場整備計画で定めて整備を進めることしたい。
- ・バスの待機場所は、場所をどうするかが大きな問題であるので、今後の検討で考え方を整理したい。

(委員長)

- ・インバウンドの需要に対し担うべき役割は決まっているが、貸し切りバスの量や駐車場所・待機場所の位置等は、地区の中でどのようなことができるか、できないか、すべきかを議論する必要があるので、バスの待機場所の施策も駐車場整備計画で検討していただきたい。

(委員)

- ・荷さばきの時間帯を法的な規制により変更することは可能か。
- ・新たな荷さばき駐車場の確保だけでなく、建物を新たに建築する際に、荷さばきスペースを確保することも案として考えられる。
- ・現在の駐車場整備計画は池袋中心街の高層ビルを中心に検討しているが、駐車場整備計画の範囲の外側では、今後再開発等により高層ビルが建つ可能性があり、駐車場を整備する必要も生じる。これらを見据え、今後は別の場所に駐車場が整備できるよう容積率の緩和も視野に入れて検討を進めていただきたい。

(事務局)

- ・各路線や街区を対象に、昼間は歩行者を優先し、夜間・早朝に荷さばきを認める、というルールが策定できれば、時間帯の変更は可能である。荷さばきルールの策定も駐車場整備計画で検討を進めたいと考えているので、地元の協力と理解をお願いしたい。
- ・今回の駐車場整備地区の範囲は、昭和37年に策定された地区から、開発・街づくりの状況、および都市再生緊急整備地域の範囲を考慮し、拡大する方向で変更を予定している。
- ・今後の開発の状況や街づくりの広がり方次第では、さらなる区域の拡大や変更等もある。

(委員)

- ・地元からの要望では民間企業は動かない。区から民間企業に協力をお願いするなど、行政が率先して行動しなければ民間企業は協力しない。

(事務局)

- ・承知した。

(委員長)

- ・ご指摘の内容については、法律改正をせずとも、駐車場整備計画の運用の中で対応可能である。

(委員)

- ・進めたい計画を行政から民間企業へ提示すれば、民間企業も協力するだろうが、地元から働きかけるだけでは民間企業も協力せず、埒が明かない。

(委員長)

- ・P32、「駐車施設の質の向上」はさまざまな捉え方ができ、誤解を生む可能性があるため表現を改めていただきたい。

(事務局)

- ・承知した。

(委員)

- ・歩行者優先のまちづくりを実現するため、荷さばき車両の施策や駐車場の運用方法等と、歩行者優先のまちづくりの取り組みを並行して検討していただきたい。

(事務局)

- ・承知した。

(副委員長)

- ・駐車場整備計画を策定するにあたり、歩行者優先の道路に面している建物の駐車場をどうすべきかが課題としてある。可能であれば、駐車場立地の規制が望ましい。
- ・歩行者優先の空間内に建物を建てた場合、附置義務で駐車場を作らざるを得ないという矛盾を抱えているが、今回駐車場整備計画を策定するにあたり、歩行者優先の空間に対する駐車場の在り方も議論できればと考えている。

(委員長)

- ・歩行者空間を重要視するまちづくりを進めるなかで、方向性に矛盾が生じないよう、今後も議論を続けていきたい。
- ・今回の報告にて、駐車場整備計画の方向性はご理解いただけたと思うので、今回指摘を受けた個所を含め、今後ワーキングで詳細の検討に入るがよろしいか。

(一同)

- ・異議なし

○事務局より「資料4：今後のスケジュール」の説明

討議内容なし。

VII. その他

- ・今後、ワーキングや駐車場整備計画策定に向けた委員会等の開催を予定している。詳細な日時については決定次第連絡する。

以上

提出された資料等	資料1：H28年度歩行者優先化実証実験結果の報告 資料2：歩行者ネットワーク及び南北区道の運用方法の検討 資料3：駐車場整備計画の検討 資料4：今後のスケジュール 参考資料1：豊島区駐車場整備計画（素案）
----------	--